



減らそう犯罪 通信

平成18年7月号

発行・編集

広島県警察本部
減らそう犯罪安全なまちづくり推進室
〒730-8507
広島市中区基町9-42
TEL 082(228)0110
FAX 082(222)7902

統計

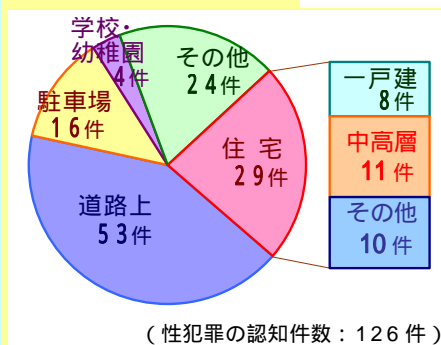
広島県内の犯罪情勢

運動目標 ~ だれもが“安全・安心”を実感できる広島県の実現
行動目標 ~ 今後5年でピーク時の半減を目指す
(犯罪抑制目標) (平成18~22年)

刑法犯の認知件数(1~6月)

	H18.1~6	H17.1~6	前年対比
刑法犯総数	17,169	18,289	-6.1%
自動車盗難	118	123	-4.1%
オートバイ盗難	791	997	-20.7%
自転車盗難	3,303	3,279	+0.7%
ひったくり	247	242	+2.1%
車上ねらい	1,097	1,237	-11.3%
自販機ねらい	773	582	+32.8%
侵入強盗	7	10	-30.0%
侵入窃盗	1806	1841	-1.9%
性犯罪	126	136	-7.4%
振り込め詐欺	344	411	-16.3%

今月の注目データ



性犯罪の被害場所 (広島県・平成18年1~6月)



一言アドバイス

性犯罪の発生する場所は道路が半数近くを占めていますが、住宅も決して油断できません。今年の6月は性犯罪が多発しました。夏本番に向けて、特に注意が必要です！

減らそう犯罪 トピックス

「減らそう犯罪」安全なまちづくり標語 募集中！

「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動も今年で4年目。もっと多くのみなさんに参加していただくため、今年度はこの運動のイメージアップをめざします！まずはこの運動に参加したくなる、ピカリと光る標語を募集します。詳しくは裏面をご覧ください。

城みちるさんが一日署長として鍵かけをPR

6月9日「鍵ロックの日」キャンペーンで、城みちるさんが一日音戸警察署長を務めました。大型スーパーで鍵かけの大切さを訴えながら防犯グッズを手渡す城さんに買い物客らは大喜び！握手や記念撮影をして盛り上がりしました。



子どもの安全 歌のチカラで一致団結

7月12日、安芸高田市向原・甲田町では児童防犯大会が行われました。コンサートでは防犯ソング「イカのおすし」を歌うグループ「kirakira」が登場し、子どもたちの心に安全の大切さを刻みつけました。



事業者が子どもや地域を守る活動にぞくぞく参加！

子ども見守り活動や防犯パトロールが盛んになる中、さらに次の事業者・団体などが活動に参加しました。業務を通じた事業者の地域安全活動は大きな力。力を合わせて安全を守りましょう！

広島県森乳会(森永牛乳販売店)	広島銀行
広島県自動車整備振興会	生命保険フィナンシャルアドバイザー協会 (広島協会・福山協会)

ちょっと教えて!!

犯罪情報官



電話のプッシュボタンを押したら契約成立!?

新手の架空請求詐欺が発生!

架空請求の新たな手口として、電話を使うものが発生しています。かかってきた電話に出ると女性のアナウンスがあり、それに従ってプッシュボタンを押すと、後日「プッシュボタンを押して契約成立したのにお金が未納だ。振り込め。」という電話がかかってくるものです。ご注意ください!

被害を防止するために...

慌ててお金を振り込まず、警察などに相談を聞かれても家族の電話番号等個人情報をお教えしない
今後に備えて相手の電話番号を聞いたならメモする

頑張れ!

まちの防犯ボランティア



マップづくりで見つけた危険を解消~広島市西区

今年3月に発足した井口明神小学校のPTA おやじの会は、さまざまなアイデアで安全なまちづくりを進めています。5月下旬に児童や地域住民と行った「地域安全マップづくり」で見通しの悪い危険箇所としてピックアップした公園をさっそく改善しました。

当日は、町内一斉清掃と合わせ、地域住民といっしょに町内の花屋から借りた道具で樹木の枝や草を刈り取って見通しアップ!地域ぐるみの活動として展開しています。



安全・安心情報
盛りだくさん!

広島県警察ホームページ

<http://www.police.pref.hiroshima.jp/>

子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチームホームページ

<http://www.pref.hiroshima.jp/cspt/>

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例が 一部改正されました



広島県では、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の展開により、犯罪件数は、平成15年からの3年間で3割以上減少するなど大きな成果をみましたが、全国的にも子どもが被害となる凶悪事件が相次ぐなど、治安に対する県民の不安は依然として改善されていないのが現状です。

そこで、この運動をさらに発展・定着させるとともに、子どもの安全確保の取組みを推進するため、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部が改正され、7月6日から施行となりました。(条例の全文は県警ホームページに掲載しています。)

改正のポイント



1 県民・事業者の責務の拡充

安全・安心なまちづくりのために、自分自身の安全を守ることに加え、可能な範囲で地域において自主的な防犯活動に取り組んでいただくこととしました。

(県民の責務)

第3条 県民は、犯罪の発生状況を踏まえ、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、**相互の理解と協力の下に、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。**

2 (省略)

3 県民は、**県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。**

(事業者の責務)

第4条 (省略)

2 事業者は、**地域社会の一員として、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。**

3 事業者は、**県がこの条例に基づき実施する犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。**

2 子どもの安全確保の充実

関係者や地域住民等が協力して、通学路など子どもが使用する場所の安全確保に努めることとしました。

3 防犯指針の策定

県は、子どもの安全確保に関する防犯指針を策定するとともに、子どもの安全教育を充実させることとしました。

(子どもの安全確保)

第11条 県は、**子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、子どもの安全確保に努めるものとする。**

(指針の策定)

第12条 県は、**子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。**

(安全教育の充実)

第13条 県は、**学校又は児童福祉施設等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、地域住民、民間の関係団体及び関係機関と連携して、子どもに対し、犯罪の被害に遭わないようするための教育及び犯罪を起こさないようするための教育が充実するよう努めるものとする。**

(学校等における安全の確保)

第14条 (省略)

(通学路等における安全の確保)

第15条 **学校等の管理者、子どもの保護者、地域住民及び警察署長は、子どもが通学、通園等の用に供している道路及び利用する公園、広場等(以下この条において「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、事業者、民間の関係団体並びに関係機関と連携して、第12条の指針に基づき、当該通学路等における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。**

2 **通学路等及び子どもが利用する事業所等を設置し、又は管理する者並びに子どもが利用する交通機関を所有し、又は管理する者は、第12条の指針に基づき、当該通学路等、事業所等及び交通機関における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。**

活動へのご参加を!

県民や事業者のみなさんは、自分自身や事業所の安全確保に加え、地域の安全を守る活動に積極的に参加しましょう。

子どもを犯罪被害から守るため、地域ぐるみで児童の見守り活動や通学路のパトロールなどに取り組み、子どもの安全な環境づくりを進めていきましょう。

地域安全マップの作製や防犯教室などを通じて、子どもの安全意識と規範意識を高めていきましょう。



「減らそう犯罪」安全・安心なまちづくり標語募集

募集内容 「『減らそう犯罪』安全・安心なまちづくり」をテーマとした標語

応募方法 官製ハガキに、標語(複数記載可)・郵便番号・住所・氏名・性別・年齢・電話番号を記入し、郵送してください。
(記載していただいた個人情報は、作品の発表・入賞通知等に最小限利用をさせていただくことがあります。)

応募締切 平成18年8月31日(当日消印有効)

賞 最優秀賞 1点: 1万円の図書カード 優秀賞 2点: 5千円の図書カード
(入賞者には直接通知し、入賞作品及び応募作品は県警のホームページで発表します。)

送付先 〒730-8507 広島市中区基町9-42

広島県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 「減らそう犯罪」標語募集係